

健康増進施設整備・運営事業
入札説明書等に関する第1回質問への回答

令和3年6月29日

西知多医療厚生組合

健康増進施設整備・運営事業

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
1	4	2	(7)			事業方式	本事業とは別に学校利用への支援事業(水泳指導補助及び送迎)に係る契約を、知多市、東海市、各々と事業者(運営企業)締結することになりますが、その締結対象は本事業を落札したグループの運営企業が随意契約するとの理解でよろしいでしょうか。	各市の契約事務方針によって決定されるため、現時点では、随意契約を確約することはできません。
2	4	2	(7)			事業方式	本事業とは別に学校利用への支援事業(水泳指導補助及び送迎)に係る契約を、知多市、東海市、各々と事業者(運営企業)締結することになりますが、その時期の想定をご教示願います。	契約時期は各市が決定します。各市の利用開始年度を見据えて契約されるものと考えております。
3	4	2	(7)			事業方式	本事業とは別に学校利用への支援事業(水泳指導補助及び送迎)に係る契約を、知多市、東海市、各々と事業者(運営企業)締結することになりますが、その契約期間は本事業の維持管理運営期間と同じ20年と考えてよろしいでしょうか。	契約期間は各市が決定します。現時点では未定と聞いております。
4	4	2	(7)			事業方式	本事業とは別に学校利用への支援事業(水泳指導補助及び送迎)に係る契約を、知多市、東海市、各々と事業者(運営企業)締結することになりますが、その契約期間中に対象の学校が増える可能性はあるのでしょうか。	20年の間に対象の学校が増加する可能性はあります。増加によって、本事業に影響を及ぼす場合、組合と事業者で協議を行い、必要に応じて、契約内容の見直しも行います。
5	4	2	(7)			事業方式	本事業とは別に学校利用への支援事業(水泳指導補助及び送迎)に係る契約を、知多市、東海市、各々と事業者(運営企業)締結することになりますが、その契約期間中に対象の学校が増えた場合、本事業契約内容見直しの協議に対応していただけるのでしょうか。	入札説明書に関する質問への回答No.4をご参照ください。
6	6	2	(11)	イ		本施設利用者から得る収入	指定管理者に指定するものは、SPCのことでしょうか、維持管理企業、運営企業のことでしょうか。もしくは維持管理企業+運営企業のことでしょうか。	SPCです。
7	6	2	(11)	イ		本施設利用者から得る収入	自主事業の利用料収入を原資として使用するの、運営業務、維持管理業務、光熱水費、SPC経費等のランニング支出のうち、どれに使用する基準はあるのでしょうか。	基準はありませんが、自主事業、提案施設に使用されることを想定しています。要求水準書p.6の表1-2をご参照ください。
8	6	2	(11)	ウ		利用料金等収入の還元	利用収入が提案時想定を大きく上回る基準について、実施方針時の質疑回答においては、事業者提案によるとの回答と記載がございました。事業者提案とすることで、サービス購入費まで影響しますので、明確な基準を設定頂けますでしょうか。	提案想定を大きく上回る定量的な基準は、事業者の提案によるものとします。
9	6	2	(11)	ウ		利用料金等収入の還元	本施設利用者から得る収入が提案時想定を大きく上回るとありますが、具体的な基準をお示しください。	入札説明書に関する質問への回答No.8をご参照ください。

健康増進施設整備・運営事業

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
10	6	2	(12)			使用料等の負担	本項目において実施方針では「目的外使用」という用語があり、その場合は使用料を徴収するとありました。実施方針の1回目質疑回答で、詳細は入札公告時に提示すると記載でしたが、今回の入札公告により、「目的外使用」の用語がなくなっておりますが、当初想定されていた目的外使用においても、自主事業に含むことになったとの認識でよろしいでしょうか。自主事業とみなされた場合、使用料をとらないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	7	2	(13)			光熱水費の負担	実施方針には水光熱費の見直しを想定するとあり、その質問に対する回答は入札公告時に提示するとのことでした。その記載がないため、見直しは行わないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	7	2	(13)	-	-	光熱水費の負担	「開業準備業務、維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費は、事業者が負担する。」と記載されていますが、事業契約約款(案)別紙4「1 サービス対価の構成」「表2 サービス対価の構成」③(4)運営業務費の内訳として、「光熱水費(自主事業に係る光熱水費を除く)」との記載があります。自主事業以外の本事業に係る光熱水費の負担は、貴市負担との認識が正しいでしょうか？	要求水準書p.6の表1-2をご参照ください。 (サービス対価に含み、事業者負担です。)
13	7	2	(13)			光熱水費の負担	実施方針に関する質問への回答No.22で、光熱水費の改定については、「入札公告時に提示します。」との回答がありましたが、最終的に光熱水費の改定はない建付けになったとの理解でよろしいでしょうか。本事業は、維持管理・運営期間が20年と長期間にわたるため、光熱水費改定の規定をお願いできませんでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:原案のとおりとします。
14	11	3	(4)			SPCの設立等	事業予定地内にSPCを設立することは不可能とありますが、施設引渡し後であれば事業予定地内に事務所等も設けることから、SPCの登記住所を事業予定地内に移転することは可能でしょうか。	不可です。
15	13	4				事業者募集等のスケジュール(予定)	入札説明書等に関する第2回質問の回答公表日が8月上旬とありますが、入札参加資格申請日〆切(8月20日)までの期間が短く、質問回答の内容によっては入札参加申請書類の修正等の対応が間に合わないため、参加資格申請に関する内容は公表日を早めて頂けないでしょうか。	可能な限り早い日程で公表します。
16	15	5	(2)	オ		入札説明書等に関する第1回個別対話	「必要に応じて入札説明書等に反映することを目的として」とありますが、入札説明書等を修正する場合、修正後の入札説明書等はいつ頃公表予定でしょうか。	令和3年(2021年)6月下旬に実施する、第1回質問回答の公表と同時に公表する予定です。
17	16	5	(2)	キ		入札説明書等に関する第2回個別対話	第2回個別対話の結果によって入札説明書等を修正される可能性もありますでしょうか。	可能性はあります。

健康増進施設整備・運営事業

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
18	24	7	(1)	イ		既存施設の解体	「撤去が困難な杭等の埋設物は、解体工事後に推定される位置、深さ、大きさ等を示す」とありますが、公表される時期をご教示願います。	令和4年の秋までに公表する予定です。
19	24	7	(1)	イ		既存施設の解体	「通常想定される地中埋設物等」とありますが、通常とはどの程度なのか、設計変更の対象としないのはどの程度なのかをご教示願います。	前段：入札公告時の資料から想定できるものとします。 後段：入札公告時に示した資料から類推できない躯体等が撤去できずに残った場合には、契約変更の対象となります。
20	24	7	(1)	イ		既存施設の解体	「なお、上記に係る事項は、通常想定される地中埋設物等とし、これらに伴う設計変更は、契約変更の対象としない。」とありますが、解体時工事で撤去できずに残った躯体は、通常想定される地中埋設物には当てはまらないと思われま す。「契約変更の対象としない。」というのはどのような背景があるのでしょうか。	解体業務においては、敷地内の施設、設備等を解体し、更地にして事業者 に引き渡す想定をしていますが、杭の先端等が残る可能性を考慮し、事前に 図面を示すことで、設計上の配慮をお願いするものです。
21	24	7	(1)	イ		既存施設の解体	「撤去が困難な杭等の埋設物は、解体工事後に、推定される位置、深さ、大きさ等を示す。」とありますが、いつ頃お示しいただける予定でしょうか。また解体工 事の着工及び完成時期をお示しください。	前段：入札説明書の質問回答No.18をご参照ください。 後段：解体工事は、令和3年9月の解体設計完了後、補正予算への計上及び工 事事業者との契約手続を踏まえて着工します。解体工事の完了時期は、令和4 年の秋までを予定しています。
22	24	7	(1)	イ		既存施設の解体	提案建物の計画に必要なため、既存建物の基礎及び杭の撤去方法と、撤去後 の措置の仕方をお示しください。	現在解体設計を行っているため、未定です。
23	25	7	(3)			業務の委託	ここでいう事業者とはSPCのことである理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	26	7	(10)	ア		基本的考え方	事業者が適切かつ低廉に管理することができないリスクとして公共料金の値上 げが考えられますが、このような場合、必要に応じて協議頂けるとの理解で宜し いでしょうか。	公共料金の値上げには、事業契約約款別紙5に示すサービス対価の改定(光 熱水費)により、対応します。
25	26	7	(10)	イ		予想されるリ スクと責任分 担	新型ウィルス感染拡大による休館になった場合等のリスク分担はどのように解 釈すればよろしいでしょうか。	当該事象については、実際に生じた事象ごとに協議します。
26	27	8	(5)			事業者の事業 契約上の地位	SPCがプロジェクトファイナンスにて資金調達する場合、事業契約上にてSPCが 有する事業契約上の債権・地位・権利義務並びにSPCの株式に対する担保設 定を金融機関から依頼されることとなります。その場合、貴組合からの事前の承 諾をいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

健康増進施設整備・運営事業

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
27	30	10	(1)	イ	(イ)	組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合で、貴組合が破綻した際には、貴組合の債権債務を両市が引き継ぐという理解で宜しいでしょうか。また、債権債務を両市が引き継ぐことを確認できる書面等をご提示ください。	当組合の破綻とは、地方自治法第二百八十八条に規定する解散を示すと考えますが、その場合において、財産処分を必要とするときは、同法第二百八十九条において、構成団体の協議により取扱いを定めることとなっております。現時点では、当該協議を実施していないため、債権債務を両市が引き継ぐことを確認できる書面等はございません。
28	31	別紙				本事業と学校利用の関係	西知多総合病院の明記がありませんが、どのような契約となるのでしょうか。また、事業者として事業収支に影響はないとの理解でよろしいでしょうか。	前段:本事業においては、西知多総合病院との契約はありません。 後段:西知多総合病院との契約はないため、西知多総合病院との契約による事業収支への影響はありません。

健康増進施設整備・運営事業

仮契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1		○	5	4		17	5			設計の変更	設計変更にもなう追加的費用については、「組合の責めに帰すべき事由に基づく場合には、組合が負担し、」とございますが、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2		○	6	4		19	1			設計の完了	提出した設計図書について貴組合に確認をいただいた際には、確認結果にかかる書面での通知の交付をお願いできますでしょうか。	書面での通知を行います。
3		○	9	5	1	25	6			施工計画書	「地中埋設物等が、通常想定される規模のものである場合はこの限りではない」とありますが、通常想定されるかどうかは組合と事業者の協議で決定するとの理解でよろしいでしょうか。	資料及び目視等により、通常想定される規模の設備配管・地中障害物(埋設物)等が存在した場合、事業者側の費用負担としますが、予見不可能な地中障害物(埋設物)等が発見された場合の対処費用については、協議の上、組合側が負担するものとします。
4		○	9	5	1	25	6			施工計画書	本項に記載の土地の瑕疵が発見された影響で工期が延長される場合は、第30条の「事業者の責めに帰すことのできない事由」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5		○	9	5	1	25	6			施工計画書	事業用地において、地中障害物や土壌汚染、埋蔵文化財、その他の予測できない土地の瑕疵が発見された場合、組合は自らの費用負担により、必要な措置を講じるものとされております。事業者追加的な費用が発生した場合は、組合が費用を負担するということで、よろしいでしょうか。また、工期が延長となった場合、延長に伴う費用についても組合が負担するということでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、増加費用の金額は、組合と事業者との協議により決定します。
6		○	10	5	2	30	1			工期の変更による費用負担	入札プロセスにおいて開示されなかった情報や資料に起因する工期遅延のリスクは、組合の責によるものとして、組合にて負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7		○	10	5	2	30	1			工期変更による費用負担	貴組合に負担をいただき、工期変更に伴って事業者が負担する合理的な費用には、合理的な範囲の金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8		○	10	5	2	30	1			工期の変更による費用負担	工期変更が貴組合の責めに帰すべき事由の場合、遅延にもなう増加費用をご負担いただける旨の記載がございますが、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	仮契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.7をご参照ください。
9		○	11	5	2	31	2			工事の一時中止	貴組合による工事の一時中止がなされた場合、一時中止にもなう増加費用をご負担いただける旨の記載がございますが、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

健康増進施設整備・運営事業

仮契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
10		○	12	5	4	36	4			建設期間中の保険	プロジェクトファイナンス調達に際するSPC資産等への質権設定に際して、発注者様からの事前承諾を必要とされる場合、事業契約上にてSPCが有する債権および地位・権利ならびにSPC株式に対する質権設定のみを事前承諾の対象として規定いただくことが殆どの理解です。事業者ならびに金融機関における手続きが煩雑となりますし、本項の削除をお願いできますでしょうか。	原案のとおりとします。
11		○	12	5	4	36	4			建設期間中の保険	貴組合が保険質権請求権の対象となる保険の被保険者になられない場合でも、事前の承諾が必要となりますでしょうか。	別紙31に記載の保険に関しては、事前の承諾は必要です。
12		○	12	5	5	37	1	(4)		設計及び建設・工事監理業務の契約保証	履行保証保険契約を締結する場合の保険金額は、「設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額並びに当該額に係る消費税相当額の合計額の100分の10以上」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13		○	13	5	6	38				本施設の引渡し	対象施設に関してプロジェクトファイナンスでの融資実行を受けるためには、金融機関に対し、施設引渡しが済んだことを確認できる証憑の提出を必要とします。引渡し後に、貴組合から引渡しを証する書面を発行いただけますでしょうか。また、発行いただける場合、引渡しからどの程度の期間でご対応いただけますでしょうか。	施設引渡し時に書面を発行します。
14		○	13	5	6	40	1			引渡しの期日の変更	貴組合に負担をいただく、引渡し期日の変更に伴って事業者が負担する合理的な費用には、合理的な範囲の金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15		○	13	5	6	40	1			引渡しの期日の変更	引渡し予定日の遅延が貴組合の責めに帰すべき事由の場合、遅延にともなう増加費用をご負担いただける旨の記載がございますが、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	仮契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.14をご参照ください。
16		○	15	6	1	44	2			開業準備業務	実施体制などを明記した開業準備計画書を2カ月前までに提出とありますが、各種資料を作成するには、発注者との事前打合せが不可欠です。開業準備協議会などを開業の1年前から月2回程度、定期的な打合せが必要かと思えます。その認識でよろしいでしょうか。	打ち合わせの開始時期や回数等は事業者の提案によるものとします。
17		○	16	6	2	46				開業準備準備業務に対する組合によるモニタリング	事業者が発生する費用は、事業者が負担するとありますが、事業計画の中で、経費として見込む。との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18		○	16	6	3	48				開業準備期間中の保険	自己の費用で適切な損害賠償保険に加入とありますが、事業計画の中で、経費として見込む。との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

健康増進施設整備・運営事業

仮契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
19		○	20	7	1	56				維持管理及び運営業務計画書	本施設の引き渡し予定日の1か月前の日)までに、組合に提出とありますが、各種資料を作成するには、発注者との事前打合せが不可欠です。維持管理協議会、運営業務協議などを開業の1年前から月2回程度、定期的な打合せが必要かと思えます。その認識でよろしいでしょうか。	打ち合わせの開始時期や回数等は事業者の提案によるものとします。
20		○	26	8		69				自主事業	自主事業は運営業務に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
21		○	27	8		76				自主事業の終了	組合との協議により自主事業を終了した場合のペナルティーは無いとの理解でよろしいでしょうか。	組合が自主事業の終了を承認した場合は、お見込みのとおりです。
22		○	33	12		88	4	(1)	イ	組合による本契約の終了	貴組合に買い取りをいただく本施設に係る出来形部分については、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費（SPC設立費用、金融費用等）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	出来形について相当する金額と合理的に判断できるものであれば、お見込みのとおりです。
23		○	33	12		88	4	(1)	イ	組合による本契約の終了	貴組合に買い取りをいただく本施設に係る出来形部分については、事業契約に基づいて、貴組合の確認を受けた設計図書も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24		○	33	12		88	4	(1)	イ	組合による本契約の終了	金融機関が建設期間中にSPCに対し融資を行う際には、貴組合からSPCが受領する設計および建設・工事監理業務のサービス対価が唯一の返済原資となります。社会通念上の不利益とならないよう、本施設の出来形部分が既に存在する状況においては、本項に基づく原状回復請求はなされない理解でよろしいでしょうか。	事業者に自己の費用で本施設を撤去させる場合もあります。
25		○	33	12		88	4	(1)	イ	組合による本契約の終了	貴組合が買い取ることができる「出来形部分」には、出来高を構築するうえで必要であった費用（事前調査費、会社経費、資金調達費用等）も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	出来形について相当する金額と合理的に判断できるものであれば、お見込みのとおりです。
26		○	33	12		88	4	(1)	イ	組合による本契約の終了	出来形部分について、相当する金額により買い取ることが出来るとありますが、出来形には貴組合の確認を受けた設計図書やSPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	出来形について相当する金額と合理的に判断できるものであれば、お見込みのとおりです。
27		○	33	12		88	4	(2)	ア	組合による本契約の終了	事業者の帰責事由により、本施設引渡後の開業準備期間中に事業契約が解除された場合の違約金額の算定方法をご教示いただけますでしょうか。	施設引渡し後～令和6年(2024年)3月末日までに事業契約を解除した場合は、令和6年度の維持管理及び運営業務のサービス対価(消費税等相当額を含む)の100分の10に相当する金額を違約金とします。

健康増進施設整備・運営事業

仮契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
28		○	33	12		88	4	(2)	ア	組合による本契約の終了	開業準備期間中において、事業者の帰責事由にて事業契約が解除された場合に発生する違約金はどのような水準になられますでしょうか。	仮契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.27をご参照ください。
29		○	31	12		88				組合による本契約の終了	第8章に規定される自主事業における不履行や採算悪化等による自主事業の終了は、本条における解除事由に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30		○	34	12		89	2	(1)	ア	事業者による本契約の終了	貴組合に買い取りをいただく本施設に係る出来形部分については、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費(SPC設立費用、金融費用等)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	出来形について相当する金額と合理的に判断できるものであれば、お見込みのとおりです。
31		○	34	12		89	2	(1)	ア	事業者による本契約の終了	貴組合が買い取る「出来形部分」には、出来高を構築するうえで必要であった費用(事前調査費、会社経費、資金調達費用等)も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	出来形について相当する金額と合理的に判断できるものであれば、お見込みのとおりです。
32		○	34	12		89	2	(1)	イ	事業者による本契約の終了	貴組合に負担をいただく、事業契約解除に伴って事業者が負担する合理的な費用には、合理的な範囲の金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33		○	35	12		91	2	(1)	ア	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	貴組合が買い取る「出来形部分」には、出来高を構築するうえで必要であった費用(事前調査費、会社経費、資金調達費用等)も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	出来形について相当する金額と合理的に判断できるものであれば、お見込みのとおりです。
34		○								契約保証全般	『保証の額の変更に伴う経費は事業者が負担するものとする。』とあるが、組合の責による契約金額の変更等は、組合の負担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35		○								全般	各種資料の提出が明記されていますが、これ以外の提出資料はありますでしょうか。ある場合には体制や作業工数を想定する必要があるため、ご提示いただけないでしょうか。	要求水準書及び事業契約書に記載の書類を基本とします。ただし、現時点では想定していませんが、今後の協議の中で必要となった場合は、ご協力願います。
36		○								全般	組合が要求水準書等を変更する場合に、当該変更に伴う増加費用は組合で負担する規定を設けて頂けないでしょうか。	要求水準書P36「ウ 設計変更について」に記載のとおり、組合が負担します。
37		○								全般	貴組合都合による契約上の負担増については、貴組合にて市に予算請求する等して組合にて予算確保して頂ける、という理解で宜しいでしょうか。また、組合にて予算が確保できない場合は、両市にて負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	追加費用が必要となった場合は、組合で適宜予算要求を行います。
38		○								全般	入札プロセスにおいて開示されなかった情報や資料に起因する事業者の費用の増加は、組合の責によるものとして、組合にて負担いただけますでしょうか。	事業契約書(案)第17条をご確認ください。

健康増進施設整備・運営事業

仮契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
39		○								全般	第19条3項、第30条1項、第40条1項において、「不可抗力に起因する場合の増加費用は組合が負担する」との規定がありますが、第96条の規定に関わらず組合が全額負担するとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力に係る追加費用の負担については、第95条、第96条の規定により対応します。

健康増進施設整備・運営事業

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No	別紙番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	1	44		(5)				用語の定義 (第1条関係)	『令和3年(2021年)5月17日に組合が公表した』とありますが、『令和3年(2021年)5月18日に組合が公表した』に修正いただけますでしょうか。	修正します。
2	1	44		(6)				用語の定義 (第1条関係)	『令和3年(2021年)5月17日に組合が公表した』とありますが、『令和3年(2021年)5月18日に組合が公表した』に修正いただけますでしょうか。	修正します。
3	1	45		(15)				用語の定義 (第1条関係)	新型コロナウイルス感染拡大の事象においては不可抗力ではないとの理解でしょうか。	現在流行しているウイルス以外に新たなウイルス感染が拡大した場合は、不可抗力として取り扱う可能性があります。詳細については、事象に応じて協議のうえ決定します。
4	1	45	-	(15)	-	-	-	用語の定義 (第1条関係)	空港コンセッション事業を始めとするPFI事業において、「疾病」が「不可抗力」の定義中に明記されています。足元のコロナ禍を勘案し、「疾病その他公衆衛生上の事態」についても「不可抗力」の対象として追加をお願いします。	ご意見として承ります。
5	1	45		(15)				用語の定義 (第1条関係)	新型コロナウイルス等の疫病等による利用者の減少による利用料金の収入減については、組合にて補填いただけますでしょうか。	事業契約に基づいたサービス対価の支払いは行いますが、収入の補填は行いません。ただし、休館措置を講ずることになった場合は、両市の対応策を踏まえ、組合側で応分の費用を負担します。この場合、サービス対価は実情に応じて支払うこととします。
6	2	46	2	(2)				ペナルティの基本的考え方	ペナルティによるサービス対価の減額の対象として、別紙4に定める「①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」は該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	3	48						表1 保険	履行保証保険以外の保険について、補償額の条件等はございますでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりです。
8	4	49	1					サービス対価の構成	『設計変更等により施設費が増減した場合は、「ア 施設費」としてその金額を適用する』とありますが、追加費用に関しては出来高払い若しくは竣工時一括払いで契約変更していただけるのでしょうか。	割賦払いを予定しています。
9	4	49	1					サービス対価の構成	表2の「イ 割賦手数料」については、「ア 施設費」にかかる消費税相当部分に対しても、割賦利息が計算され、割賦手数料が付されるという認識でよろしいでしょうか。	設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価(割賦原価)にかかる消費税相当分の資金調達コストについては、維持管理及び運営業務のサービス対価の「その他の費用」に含めて提案してください。

健康増進施設整備・運営事業

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No	別紙番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
10	4	49	1		①			設計及び建設・工事監理業務のサービス対価	2018年度税制改正の長期割賦販売等に係る延払基準廃止に伴い、SPCは、本施設引渡し年度において、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価全額(将来受け取る割賦原価分を含む)に対する消費税相当分を納付する必要がある、SPCにおいて消費税納付にかかる多大な資金負担が発生します。よって、以下どちらかの対応をお願いいたします。 ①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価(割賦部分を含む)に係る消費税相当分については、一時支払金支払いのタイミングにて一括で貴組合よりお支払いいただく。 ②設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価(割賦原価)にかかる消費税相当分も、割賦手数料の対象として割賦原価に含まれるようご修正をいただく。(現状の規定では、割賦原価には消費税が含まれないため、金利変動リスクを排除できず、金融機関等からの資金調達が困難となっています。)	原案のとおりとします。なお、事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.9をご参照ください。
11	4	49	1		①			設計及び建設・工事監理業務のサービス対価	事業者における長期的な安定した事業遂行の観点から、基準金利確定日においてLIBORの公表が停止されていた場合には、発注者と事業者、金融機関での協議の場を設けていただけます様をお願いいたします。	承知しました。
12	4	49	1		①			設計及び建設・工事監理業務のサービス対価	「基準金利は、令和6年(2024年)2月29日(本施設の引渡し予定日)の2営業日前の東京時間午前10時現在の～」とありますが、「2銀行営業日前」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	4	49	1		①			設計及び建設・工事監理業務のサービス対価	「LIBORの公表が停止されている場合は、日本銀行等が定める後継金利指標を用いる。」とあります。現時点では、後継金利に何が採用されるか不透明な状況でもあるため、LIBORが公表停止された場合、貴組合、事業者及び融資金融機関で後継金利にかかる協議は可能でしょうか。また、後継金利が基準金利より低い金利となる場合等においては、経済的価値を同質とするためのスプレッド調整等も含めて協議いただけますでしょうか。	前段：協議可能です。 後段：協議可能です。
14	4	49	1		①			設計及び建設・工事監理業務のサービス対価	LIBORの公表が停止された場合は、日本銀行等が定める後継金利指標を用いるとありますが、後継金利の決定にあたっては貴組合、金融機関及び事業者で協議のうえ決定するとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

健康増進施設整備・運営事業

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No	別紙番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
15	4	49	1		①			設計及び建設・工事監理業務のサービス対価	施設費等を割賦で受領する場合でも、税法上、施設費等に係る消費税は引渡し翌年度に一括(施設費等に係る消費税の総額)で納付が求められます。そのため、第1回の施設費等の支払時に施設費等に係る消費税を一括で受領する支払スケジュールを提案してもよろしいでしょうか。	不可とします。
16	4	49	1	-	①	-	-	設計及び建設・工事監理業務のサービス対価	「なお、基準金利の確定日において、LIBORの公表が停止されている場合は、日本銀行等が定める後継金利指標を用いる。」と記載されています。 事業者(SPC)の収支安定化のため、サービス対価の基準金利と、事業者の支払利息の基準金利は一致している必要があります。 また、日本銀行を事務局とする日本円金利指標に関する検討委員会は2019年7月、「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議」において、LIBORを後継金利に置き換える際には、LIBORと後継金利の間で金利水準に差異が生じ当事者の一方に利益が生じ他方に損失が発生する「価値の移転」が生じ得るため、当事者間の「価値の移転」を最小化するための「スプレッド調整」が求められる旨を記載し、その後の検討においてスプレッド調整の手法を検討しています(2020年8月日本円金利指標に関する検討委員会「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議(第2回)」、及び全国銀行協会WEB上のLIBOR特設ページ参照)。 本事業の基準金利(東京スワップレファレンスレート)に対する後継金利及びスプレッド調整の算出方法は定まったものが公表されていませんが、基準金利決定日までに後継の基準金利及びスプレッド調整の算出方法については、貴市、事業者・金融機関の三社協議に基づく合意が必要と考えますので、その旨を事業契約約款及び直接協定への明記をお願いします。 三者合意に基づかず貴市が一方的に基準金利を変更した場合、事業者の収支に逆ザヤが発生する等して事業継続が危うくなる可能性がありますので、上記の通り三者合意に基づく基準金利の変更をお願いします。	事業契約書(案)に追記します。
17	4	50	3		①			本施設の設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の支払方法について	「以降、令和26年(2044年)4月まで年4回の割賦方式(4月、7月、10月、1月)により元利均等にて支払うこととする(全80回)」とありますが、実際の支払いは各月の中旬(20日)頃までにご入金いただけたとの理解でよろしいでしょうか。 金融機関より調達する借入金の返済日を調整する必要があるため、ご教示ください。	支払月の初旬までに、適切な請求手続がなされた場合は可能と考えます。

健康増進施設整備・運営事業

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No	別紙番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
18	4	50	3		①			本施設の設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の支払方法について	割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額は、第1回目の設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の支払い時に一括して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。 仮に割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額を事業期間にわたり支払われる場合、割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額に対しても、割賦利息が付される建付けにご変更いただけますでしょうか。 ※割賦元本総額に係る消費税及び地方消費税額に関して、施設引渡年度に一括してお支払いいただけない場合、金融機関から消費税及び地方消費税額を加算した金額を借入する必要がありますが、消費税及び地方消費税額には割賦利息が付かないため、割賦払金では借入金を返済できなくなり、金融機関から資金調達をすることが困難となります。	割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額は、事業期間にわたって支払います。なお、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価(割賦原価)にかかる消費税相当分の資金調達コストについては、維持管理及び運営業務のサービス対価の「その他の費用」に含めて提案してください。
19	4	50	3		①			本施設の設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の支払方法について	施設引渡日(令和6年2月29日)から施設供用開始日(令和6年4月1日)までの割賦手数料は、第1回目の設計及び建設・工事監理業務のサービス対価に加算して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	設計及び建設・工事監理業務のサービス対価については、原則として全80回同額で支払います。
20	4	50	3		①			本施設の設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の支払方法について	事業者からの請求手続きを経てございますが、具体的には貴組合が支払いを行う1か月前等に事業者より貴組合に請求書が届けば宜しいでしょうか。	適切な請求書を作成いただけるのであれば、お見込みのとおりです。
21	4	50	3		③			本施設の維持管理及び運営業務のサービス対価の支払方法について	第1回のサービス対価の支払対象期間が令和6年(2024年)4月～6月分と読み取れますが、維持管理期間は施設引渡し日以降となっており、引渡し予定日は令和6年2月29日となっております。令和6年3月の維持管理費を第1回の支払対象に含めてもよろしいでしょうか。	施設引渡し後～令和6年(2024年)3月末日までの維持管理業務費は、開業準備業務費として、令和6年(2024年)4月に支払います。
22	4	50	1		③			維持管理及び運営業務のサービス対価	第1回目の支払いを除き原則各回同額とありますが、第1回目は施設引渡から運営開始日までの維持管理業務費及びその他の経費が含まれるため、第2回目以降と金額が異なるとの理解で宜しいでしょうか。	施設引渡し後～令和6年(2024年)3月末日までの維持管理業務費は、開業準備業務費として、令和6年(2024年)4月に支払います。事業契約書P.50「③維持管理及び運営業務のサービス対価」のなお書き「第1回の支払いは除き」を削除します。

健康増進施設整備・運営事業

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No	別紙番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
23	4	50	1		③			維持管理及び運営業務のサービス対価	第二回目以降、毎支払いに同額が支払われるとありますが、平準化により端数が生じた場合は第一回または最終回で調整すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	4	51	1	-	-	-	-	表3 設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の金額及び支払スケジュール	<p>建設工事費に係る消費税相当額の支払方法は、表3のスケジュールを参照しますと割賦原価に合わせて本施設の引渡し後、割賦方式で規定されています。</p> <p>一方、事業者の税務処理上は、本施設の引渡し時点(=2024年2月29日)で一括して売上認識がなれ、仮受消費税を一括して計上することとなります(2018年度税制改正により延払基準が廃止された為)。よって事業者には引渡し翌年度の2024年度において、施設費×10%の納付が生じ、貴市からの消費税相当額の受取(2024年度は1/80×3回分のみ)との間で資金収支のミスマッチにより資金負担が生じます。</p> <p>2018年度税制改正に伴い消費税の延払基準廃止が為されたにも関わらず、整備に係る消費税を以下の①または②の方法にてサービス対価として支払わないことは、市の消費税支払を事業者が無利子で完工後から事業終了までの20年にも亘り建て替えることを意味し、官民連携における官民イコールフットイングの原則に反します。</p> <p>2021年4月12日付で貴市が公表した「実施方針に関する意見への回答(第1回)」のNo1・2においても同様の意見がありましたが、今回も反映されなかった理由についてご教示ください。</p> <p>①施設費に対する消費税相当額を施設引渡し時にサービス対価として一括して事業者にお支払い頂く。</p> <p>②当該消費税相当額を割賦原価に含め、当該消費税相当額の資金負担に対する金利をサービス対価の内の割賦手数料として事業者にお支払い頂く。</p>	<p>組合の資金計画上の理由で、設計及び建設・工事監理業務のサービス対価については、一時支払金はなく全て割賦払いとなります。</p> <p>そのため、施設費に対する消費税相当額は事業期間にわたって支払います。なお、施設費に対する消費税相当額分の資金調達コストについては、維持管理及び運営業務のサービス対価の「その他の費用」に含めて提案してください。</p>
25	4	58						表6 維持管理及び運営業務のサービス対価(運営業務費)の金額及び支払スケジュール	運営費用より利用料収入を差し引く混合型のため、ハ運営費に記載する金額は運営費用より利用料収入を差し引いた金額でしょうか。	お見込みのとおりです。

健康増進施設整備・運営事業

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
26	5	64	1					設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の改定に関する基本的考え方	「基準金利の改定は本施設引渡日の10年後の2営業日前における～」とありますが、「2銀行営業日前」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

健康増進施設整備・運営事業

要求水準書、添付資料に関する質問への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	○			2	1	(3)	ア				事業の対象となる施設	「施設規模は延べ床面積3,110㎡以上を条件とする」とありますが、3,000㎡以上のため、ビル管理法に基づき特定建築物という認識でよろしいでしょうか。	施設用途によって異なるため、愛知県知多保健所へお問い合わせください。
2	○			4	1	(3)	ウ	(イ)	g	注	修繕業務	大規模修繕については、貴組合が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。と明記されております。しかしながら4月12日付けの実施方針への質問回答11/29頁のNo.81の回答では、「事業者の提案によるものとします。なお、大規模修繕の実施に当たっては、事業者提案を基に組合と事業者の協議を行います。」と回答されています。この解釈としては、協議により実施することになった場合は、別途本事業の予算外で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	○			5	1	(3)	エ	(イ)	c		自主事業(各種教室等)に係る収入	多くの施設で備品の貸し出しを見直しています。個人が用意できない物のみを貸出にしても良いでしょうか。	事業者の提案で判断ください。
4	○			5	1	(3)	エ	(イ)	c		自主事業(各種教室等)に係る収入	備品の貸出に関しては無料をお考えでしょうか。	事業者の提案で判断ください。
5	○			5	1	(3)	エ	(イ)	d		自主事業(物販等の販売)に係る収入	館内における飲食物の持込に関しては禁止と考えて宜しいでしょうか。(食中毒の問題も含め)	施設管理上の判断のため、事業者の提案で判断ください。
6	○			5	1	(3)	エ	(オ)			光熱水費の負担	一定期間経過後、利用実績を踏まえた光熱水費の見直しが削除された理由をお示ください。	実施方針等に関する質問及び意見並びに個別対話における事業者意見を踏まえ、利用実績を踏まえた光熱水費の見直しは不要と判断したためです。
7	○	-	-	5	1	(3)	エ	(オ)	-	-	光熱水費の負担	「開業準備業務、維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費は、事業者が負担する。」と記載されている一方で、6頁の「表1-2 本事業におけるサービス対価・運営収入の対象」においても必須施設に係る光熱水費の項目において“●”(=サービス対価に含まれるもの(費用の一部)とされ、事業契約約款(案)上も、別紙4「1 サービス対価の構成」 「表2 サービス対価の構成」③.(4)運営業務費の内訳として、“光熱水費(自主事業に係る光熱水費を除く)”との記載があります。自主事業以外の本事業に係る光熱水費の負担は、貴市負担との認識が正しいでしょうか。	自主事業及び提案施設にかかる光熱水費以外は、サービス対価に含まれます。
8	○			5	1	(3)	エ	(オ)			光熱水費の負担	自主事業(教室など)開催時においても一般利用が可能なように計画をしますが、光熱水費はどのように割り当てる想定でしょうか。	利用面積や利用時間等の実情に応じて按分する等、自主事業に係る光熱水費は独立採算として提案してください。

健康増進施設整備・運営事業

要求水準書、添付資料に関する質問への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
9	○			5	1		エ	(7)			利用料金等収入の還元	「本施設の利用者から得る収入が提案時想定を大きく上回った結果、当初期待した以上の事業収益を享受できる場合は、その利益の一部相当を事業者の提案による方法により、組合あるいは両市民に還元するものとする。」とありますが、コストダウンによる利益の増加は対象外との理解で宜しいでしょうか。	どこまでを還元の対象とするか含め、提案してください。
10	○			11	1	(6)	エ	(7)	e		駐車場運営方針	近隣施設の稼働率及び駐車場稼働率をご教示ください。	知多運動公園の運動施設の稼働率については、知多市ホームページに掲載されている「知多の統計」をご確認ください。なお、駐車場稼働率については、集計を行っていないと聞いております。また、知多市フットボールセンターに関する情報は、ホームページ上で公表されているものしか把握しておりません。適宜愛知県サッカー協会にお問い合わせください。
11	○			11	1	(6)	エ	(7)	e		駐車場運営方針	施設利用者以外の駐車場利用の規制は、車路管制等の物理的なゲートでの規制と考えるのでしょうか。また、課金金額等の設定は事業者提案という事ですでしょうか。	前段:事業者の提案によります。 後段:お見込みのとおりです。
12	○	○		14	1	(6)	ク				ライフステージ別事業展開イメージ	両市の学校プール授業での施設利用が計画されていますが、この利用に係る費用は適切な単価設定により利用団体が負担するとありますが、この「適切な単価設定」とは、「参考資料 学校利用に関する支援業務」2頁の表、「児童の施設使用料(想定)の事業者から提案されるプール利用料金」より、事業者が適切な単価設定を行うという認識でよろしいでしょうか。	提案された児童の施設使用料をもとに決定します。
13	○			15							表1-7 事業展開イメージ	ライフステージ(対象者)で、乳幼児期(0~5歳)と記載がありますが、おむつがとれていない乳幼児もプールを利用するという認識でよろしいでしょうか。また、浴室については、おむつが取れていない乳幼児等の入浴制限は可能でしょうか。	施設管理上の判断のため、事業者の提案で判断ください。
14	○			18	2	(3)	ア	(7)	a	(b)	施設配置	知多運動公園管理者との協議は、具体的には、「知多市緑と花の推進課」様であり、提案段階から協議可能との理解で宜しいでしょうか。	実施方針等に関する第2回質問及び意見への回答の要求水準書(案)に関する質問への回答No.8をご参照ください。
15	○			18	2	(3)	ア	(7)	a	(d)	施設配置	「切土及び盛土工事を行う場合は、事業予定地内において土量バランスを図ること」とありますが、地下ピットを設ける以上、敷地内の嵩上げでは処理できず、残土処分は必至と考えられます。残土処分量をどの程度想定していますか。	計画により変動するため、具体的な想定は回答できません。計画に応じて適切に設定ください。
16	○			24	2	(3)	エ	(7)	a	(b)	空調設備	「プール等の大空間は、自動的に自然換気が図れる等」と記載がありますが、自動的に自然換気とは、どのような設備を想定されていますか。スイッチ等で機械換気ができる設備と考えてよろしいでしょうか。	自然換気が望ましいですが、事業者の提案によります。

健康増進施設整備・運営事業

要求水準書、添付資料に関する質問への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
17	○			27	2	(3)	カ				既存施設の解体	解体後の地盤レベルは周辺道路と同レベルと考えてよいでしょうか。事業予定地内で土量バランスを図るために掘削土をすべて敷地内に盛土したばあい、都計法の開発許可に該当(30cm以上の盛り切りが500㎡以上)する可能性が極めて高いと考えます。開発許可の条件に当てはまらないように、解体復旧後の地盤高を新築時の地盤高に合わせるように解体事業者と協議することは可能でしょうか。	前段:解体業務においては、施設の撤去後、土の搬入・搬出はせず、敷地内で整地する予定です。掘削土をすべて敷地内にて処理することを条件とはしません。土量バランスを考慮しながら適切と考える計画をご提案ください。 後段:解体工事は別途工事で事前に発注するため、原則として費用の増減を伴う協議はできません。
18	○			27	2	(3)	カ				既存施設の解体	解体で撤去できないものが残置する可能性があるかと記載がありますが、残置することが分かる時期はいつごろでしょうか。また、残置されたものが生じた場合、本編P36「ウ 設計変更について」によりご対応を頂けると考えてよろしいでしょうか。	前段:令和4年の秋までに公表する予定です。 後段:撤去が困難な杭等の埋設物は事前に示すため、設計変更の対象としません。ただし、入札公告時に示したものの以外の躯体等が撤去できずに残った場合には、設計変更の対象となります。
19	○			27	2	(3)	カ				事業予定地 東側隣地	本事業に大きな影響があるため、将来の整備計画をお示ください。	実施方針等に関する第1回質問及び意見への回答の要求水準書(案)に関する質問への回答No.12をご参照ください。
20	○			27	2	(3)	カ				既存施設の解体	解体後の引渡しGLLレベルをお示し下さい。	解体業務においては、施設の撤去後、土の搬入・搬出はせず、敷地内で整地する予定です。最終的な地盤レベル等については、解体工事事業者との協議により決定することから、提案書作成段階ではお示しすることができません。
21	○			27	2	(3)	カ				既存施設の解体	貴組合で撤去が困難な杭等の埋設物は、事業者側でも撤去できないため、当該埋設物の残置について事業者の責任は生じないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	○			28	2	(3)	ク	(ア)	a	(d)	プールゾーン	「更衣室からプールサイドへ向かう動線上に洗体用のシャワー等を設け」と記載がありますが、通過型の強制シャワーもしくは、シャワーブース形状等どちらかの設置を事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	プールゾーンの衛生環境が確保できるようにご提案ください。
23	○			28	2	(3)	ク	(ア)	a	(e)	プールゾーン	「1クラス単位で一度で洗体可能なシャワーを設けること」と記載がありますが、通過型の強制シャワーもしくは、シャワーブース形状等どちらかの設置を事業者提案と考えてよろしいでしょうか。また、例えば、1クラス35人に対し、シャワーブース5ブース程度設置しローテーションで洗体する。と考えてもよろしいでしょうか。	学校利用を考慮して適切と考えられる設備をご提案ください。
24	○			30	2	(1)	ク	(ア)	e	(e)	AEDの設置	監視室・救護室のどちらかに1台設置するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	○			32	2	(3)	ク	(オ)	a	(e)	受付・事務室	スタッフ用のシャワー室は運営上必要ないと判断した場合は設置しなくてもよいでしょうか。	設置するものとしてください。
26	○			33	2	(3)	ク	(キ)	a	(d)	駐車場	「駐車場の仕上げは、アスファルト(浸透性)で舗装すること。」と記載がありますが、密粒アスファルトでは、不可と解釈する必要がありますか。	車路の屈曲部などの耐久性が求められる箇所については密粒アスファルト舗装等を採用することも可とします。

健康増進施設整備・運営事業

要求水準書、添付資料に関する質問への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
27	○			33	2	(3)	ク	(キ)	a	(g)	駐車場	「ゲート外にバス専用の車寄せ及び一時待機スペースを整備すること」と記載がありますが、年間のうち、バスを利用しない時間の方が多いと思われます。敷地内に大型バス6台の待機場所、車寄せを確保しなければなりませんか。また、本敷地内で上記場所が必要な場合、バスの利用がない時間帯、時期は、一般駐車場として使用してもよいでしょうか。	前段：原案のとおりとします。 後段：運営や利用者の利便性及び安全性に配慮し、支障がない場合は一般駐車場として使用することは可能です。ただし、駐車料金の徴収を行う際に対応できる仕組みとしてください。
28	○			33	2	(3)	ク	(キ)	a	(g)	駐車場	「ゲート外にバス専用の車寄せ及び一時待機スペースを整備すること」と記載がありますが、本敷地内への乗入口は何箇所設置できますか。ゲート外で、大型バスの旋回を考慮し、大型バスの乗入、出口、駐車ゲートの出入口 計3箇所の道路からの乗入口を設けてもよろしいでしょうか。	組合からの乗入口の箇所数の指定はありません。運営を踏まえ、警察協議等によるものとします。
29	○			33	2	(3)	ク	(キ)	a	(g)	駐車場	「ゲート外にバス専用の車寄せ及び一時待機スペースを整備する」とありますが、駐車場外に整備しなければならないということでしょうか。また、団体利用とは学校利用も含まれるのでしょうか。なお駐車場範囲を有効利用するため、ゲートシステムの運用等により、ゲート内(駐車場内)にバス専用の車寄せ及び一時待機スペースを整備してもよいでしょうか。	前段：駐車場内です。 中段：含まれます。 後段：運営や利用者の利便性及び安全性に配慮し、支障がない場合は可能です。
30	○			34	2	(3)	ク	(キ)	a	(g)	駐車場	「バスの一時待機スペースを整備すること。」とありますが、事業者の提案によっては整備不要と考えてもよろしいでしょうか。また、必要な場合においてもバス待機台数の想定は提案によってよろしいでしょうか。	前段：原案のとおりとします。 後段：実施方針等に関する第2回質問及び意見への回答の要求水準書(案)に関する質問への回答No.38をご参照ください。
31	○			34	2	(3)	ク	(キ)	a	(g)	駐車場	「ゲート外にバス専用の車寄せ及び一時待機スペースを整備すること」とありますが、ゲート内にバス専用の車寄せ及び一時待機スペースを整備することは可能でしょうか。	運営や利用者の利便性及び安全性に配慮し、支障がない場合は可能です。
32	○			35	2	(3)	ク	(ク)			提案施設	提案施設の原状回復について。原状回復とは「内装等を撤去した状態」とありますが、それに関わる設備や備品などを全て撤去し、躯体をむき出しにした状態と考えてよろしいでしょうか。また、例えば提案施設の事例で挙げられている施設(採暖室、ジャグジー、サウナ、浴室、売店)を設けた場合も原状回復にするという解釈でよろしいでしょうか。	提案施設の内容及び事業期間終了時点での本施設の活用方針によります。
33	○			35	2	(3)	ク	(ク)			提案施設	現状回復について。「協議により提案施設を組合が譲り受ける場合がある。」とありますが、譲り受ける場合の基準等をお示め下さい。	要求水準書、添付資料に関する質問への回答No.32をご参照ください。
34	○			35	2	(4)					電波障害調査業務	電波障害調査の調査範囲をお示ください。	提案される建築物の形や立地条件をもとに、受信障害が周辺に及ぶ範囲を設定してください。
35	○			45	4	(2)	ア	(イ)			広報活動	ホームページの開設と同時に電話等による案内を実施とありますが、対応時間等は提案という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

健康増進施設整備・運営事業

要求水準書、添付資料に関する質問への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
36	○			45	4	(2)	イ				予約受付業務	スタジオ(兼)講義室の貸出と自主事業の両方に対する内容との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、自主事業の実施内容は組合の承認を得てから予約を実施してください。
37	○			45	4	(3)	イ				開館式典の実施業務	開館式典は組合で主催とありますが、費用負担は、事業者負担との理解でよろしいでしょうか。	サービス対価に含んで提案してください。
38	○			45	4	(3)	イ				開館式典の実施業務	開館式典等の規模感、行政側の人数をお示ししていただけますでしょうか。	現時点では想定しておりません。開館式典等の内容については、事業者提案を基に、組合と協議の上決定します。
39	○			45	4	(3)	イ				開館式典の実施業務	西知多総合病院やごみ処理施設における開館式典等の実績(式典内容、イベント内容、開業準備期間)をお示しいただけますでしょうか。	西知多総合病院では、竣工式、関係者向け内覧会、市民内覧会等を実施しました。西知多クリーンセンターは現在建設中のため、開館式典等は実施しておりません。
40	○			45	4	(3)	イ				開館式典の実施業務	開館式典、内覧会、開館記念イベントは同日の設定でよろしいでしょうか。	事業者提案を基に、組合と協議の上決定します。
41	○			58	6	(1)	ク	(4)	a		業務実施体制の届出	総括責任者と運営業務責任者は兼務可能でしょうか。	要求水準及び関係法令等の充足並びに業務の円滑な実施が担保される場合に限り、兼務可能です。
42	○			62	6	(2)	ア	(7)			定例会議の開催・運営	定例会議は昨今の新型コロナウイルス感染拡大やテレワークが推奨されている時流も考慮し、web会議形式での開催でも問題ないでしょうか。	状況により可能ですが、事業者と組合で協議し、決定するものとします。
43	○			62	6	(2)	イ	(7)			事業報告書の作成	『事業者は、事業期間中、毎事業年度の事業報告書(収支決算書を含む)を作成し、毎会計年度の最終日から起算して30日以内に組合に提出すること。』とありますが、本事業報告書は入札説明書26頁(11)に示す財務書類の提出とは異なり、提出までの期間が短いため、会計士等の第三者が確認した内容である必要はないという理解で良いでしょうか。	事業報告書は、財務書類(決算報告書及び監査報告書等)を意味しています。公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けた上で、毎会計年度の最終日から起算して3ヶ月以内に組合に提出下さい。該当箇所は、修正します。
44	○			62	6	(3)	ア				総合案内・広報業務	市のホームページにリンクし、常時掲載されると考えてよいのでしょうか。また、市有地、市の他施設内に、広告看板の設置又はポスター展示は可能でしょうか。	前段:組合のホームページにリンクすることは可能です。 後段:広告看板の設置は、許可権者との協議によります。また、ポスター展示の依頼は可能です。
45		3									事業予定地敷地範囲図	本計画は、知多市営海浜プール敷地の一部の整備とありますが、本敷地東側の残地はどのように整備されますか。本計画完成時の仕上は、どのようになりますか。	実施方針等に関する第1回質問及び意見への回答の要求水準書(案)に関する質問への回答No.12をご参照ください。
46		5		20	4						地歴調査報告書	報告書のまとめより、事業用地は土壌汚染はないものとして、事業者の実施手続きとして土地の形質変更に係る届出のみで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47		8			①						電気・機械要求性能表	プールサイド空調の必要要件に、暖房、冷房の両方に"○"が記載あります。冷房は必要ないと考えますが、必要でしょうか。	必要と考えています。
48		8			①						電気・機械要求性能表	プールサイドの項目に冷房要求がありますが、夏の児童準備運動スペースにスポット空調を設置すると理解してよろしいでしょうか。	プールサイドの冷房機能については、プールゾーン全体を対象とし、学校利用時だけでなく、一般利用者が施設を利用する際にも対応できるよう整備してください。

健康増進施設整備・運営事業

要求水準書、添付資料に関する質問への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
49		8			①						電気・機械要求性能表	①プールゾーンのプールサイド冷房に○がついておりますが、どのようなものを想定されていますでしょうか。	要求水準書、添付資料に関する質問への回答No.47及びNo.48をご参照ください。
50			○								学校利用に関する支援業務	授業時間(想定)から、1コマ目と2コマ目の間に25mプールの一般利用が可能と考えてよろしいでしょうか。	学校利用と一般利用の運営方法については、要求水準を満たした上で、提案してください。
51			○								学校利用に関する支援業務	本業務について、本事業の事業契約締結後、各市と事業者側の運営企業が協議を行い、業務委託契約を締結する別事業(PFI事業とは別の委託業務)という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

健康増進施設整備・運営事業

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	書類名	様式番号	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
1	作成要領		1	(2)				共通事項	『「入札参加資格審査に関する提出書類」及び「事業提案審査に関する提出書類(様式A-1、様式A-2、様式A-5)」の正本は、(1)に記した副本の製本に準じること。』とありますが、「入札参加資格審査に関する提出書類」は入札参加グループ名が交付されていないことから、表紙等への入札参加グループ名の記載は不要で良いでしょうか。	入札参加グループの任意のグループ名を記載してください。
2	作成要領		1	(10)				共通事項	『提出書類等の1項目が複数ページにわたるときは、右肩に番号を振ること。例)1/2』とありますが、参加資格審査に関する提出書類における実績を証する契約書の写し等の書類や、提案書における関心表明書等の添付書類等においても、ページ番号を振る必要があるか。また、その場合手書きでも問題はないでしょうか。	ページ番号は不要です。
3	作成要領		1	(10)				共通事項	『提出書類等の1項目が複数ページにわたるときは、右肩に番号を振ること。例)1/2』とあるが「入札参加資格審査に関する提出書類」は書類提出までに、入札グループ内の構成企業等が変わる可能性もあるため、印字ではなく手書きでも問題ないでしょうか。	入札参加資格審査に関する提出書類については、右肩への番号の記載は不要とします。
4	作成要領		1	(10)				共通事項	袋綴じの製本方法について、釘を打つなどして各様式がバラバラにならないようにして、製本するということがよろしいでしょうか。	袋綴じの製本方法の指定はありませんが、製本が外れないような方法としてください。
5	作成要領		1	(10)				共通事項	袋綴じの背表紙を糊付けとありますが、背表紙を糊付けにして袋綴じ状態にして巻き付けるといことがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	作成要領		1	(10)				共通事項	背表紙のタイトル等はテプラで貼り付けて表記することもよろしいでしょうか。	構いません。
7	作成要領		2	(1)				入札参加資格審査	「入札参加資格審査に関する提出書類」に関しては、インデックス等の見出しは不要という理解で良いでしょうか。	入札参加資格審査に関する提出書類についても、インデックスを付けてください。
8	作成要領		2	(1)				入札参加資格審査	会社概要書はパンフレット等でも問題ないか。また、その場合、A4サイズでなくても良いこととしていただけないか。	構いません。
9	作成要領		2	(1)				入札参加資格審査	会社概要書は会社案内等のパンフレットでもよろしいでしょうか。	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.9をご参照ください。
10	作成要領		2	(1)				入札参加資格審査	登記簿謄本や納税証明書その3の3は2部中1部は原本で1部は写しでも問題ないでしょうか。	構いません。
11	作成要領		2	(1)				入札参加資格審査	『直近の履歴事項全部証明書原本』とあるが、直近とは申請日において、発行日から3か月以内のもので良いでしょうか。	構いません。

健康増進施設整備・運営事業

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	書類名	様式番号	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
12	作成要領		2	(1)				入札参加資格審査	『決算報告書』は連結決算がある場合、企業単体若しくは連結の決算報告書のいずれかがあれば良いでしょうか。	企業単体及び連結の両方を提出してください。
13	作成要領		2	(1)				入札参加資格審査	『決算報告書』は貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書の情報が掲載していれば問題ないでしょうか。	問題ありません。
14	作成要領		2	(1)				入札参加資格審査	ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務を行う企業が参加資格申請を行う場合、様式2-2～2-6の個別の参加資格要件に関する書類は不要で、それ以外の書類を提出との理解で宜しいでしょうか。	ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務を行う企業が入札参加グループの一員(代表企業、構成企業、協力企業)として参加する場合はお見込みのとおりです。
15	作成要領		2	(1)				入札参加資格審査	参加資格要件を証する書類を提出しない企業については、主として業務に当たらない企業として、様式2-2～2-6の提出は不要という理解で良いでしょうか。	入札参加グループの代表企業、構成企業及び協力企業以外の企業は、入札参加資格審査に関する提出書類の提出は不要です。
16	作成要領		2	(1)	ア			入札参加資格審査	A4判縦長左綴りで片面印刷と記載されているが、定款も片面印刷のものとなりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	作成要領		3	(1)	ア			記載内容全般	『造語・略語を使用する場合には、一般用語・専門用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。』とありますが、提案書に別途「用語の定義一覧」等の書類を様式の枚数制限外として添付することでも問題ないでしょうか。	提案書の枚数制限内で記載してください。
18	作成要領		3	(1)	ウ			記載内容全般	本文中の注釈等については、文字サイズを11pt未満としてもよろしいでしょうか。	構いませんが、読みやすさに配慮した文字サイズとしてください。
19	作成要領		3	(2)	ア			電子媒体	『当該電子媒体には、事業名、参加表明書提出時に入札参加グループに交付する記号を明記すること。』とありますが、電子媒体に直接記載するのではなく、電子媒体のケース等にテプラ等を貼り付けることでも問題ないでしょうか。	電子媒体に直接記載してください。
20	作成要領		3	(2)	ウ			電子媒体	『当該電子媒体のデータは文字検索が可能なものとする。』とあるが、参加資格審査に関する提出書類における実績を証する契約書の写し等の書類や、提案書における関心表明書等の添付書類等においては、文字検索が不可能であっても当然問題ないという理解で良いでしょうか。	入札参加資格審査に関する提出書類については、電子媒体の提出は不要です。
21	作成要領		3	(2)	エ			電子媒体	図面等は、WordやExcelファイルではなく、illustrator等で作成した図面をPDFファイルのみで保存・提出とさせていただけないでしょうか。	構いません。
22	作成要領		3	(2)	カ			電子媒体	当該電子媒体に記載する事項が、同項目のアと異なるが、カが正という理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。提出書類の作成要領を修正します。
23	様式集1							全般	提出書類のうち、「印」の記載がないものについては、押印は不要と理解して間違いはないでしょうか。	お見込みのとおりです。

健康増進施設整備・運営事業

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	書類名	様式番号	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
24	様式集1	1-1						参加表明書	参加表明書や入札参加資格審査に関する提出書類において、押印が必要な書類はないという理解で良いでしょうか。また、押印が必要な書類は、各様式に明記いただけないでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:様式A-3(入札書)及び提案書正本表紙の押印欄への押印、提案書正本の割印以外の押印は不要です。
25	様式集1	1-1						参加表明書	ここでいう代表者名とは代表取締役をいうのでしょうか、それとも組合の入札参加資格者名簿に登録された者をいうのでしょうか	組合の入札参加資格者名簿に登録された者とします。
26	様式集1	1-1						参加表明書	代表者名(受任者名)は代表者名において代表取締役、(受任者名)においては様式2-9委任状において委任をされた代理人を記載する理解でよろしいでしょうか。	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.25をご参照ください。
27	様式集1	1-1						参加表明書	入札参加資格名簿への登録を支店名で行っている場合は本社情報ではなく、支店情報の記載で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	様式集1	1-1						参加表明書	印マークがないため、捺印不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	様式集1	2-1						資格審査申請書	印マークがないため、捺印不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	様式集1	2-7						入札参加グループ構成表及び役割分担表	<役割>は要求水準書3頁に記載の(ア)設計業務等の大項目の箇条書きで良いのでしょうか。それとも詳細な担当業務等も記載するのでしょうか。	設計業務等の大項目で構いません。
31	様式集1	2-8						委任状(構成企業→代表企業)	本様式において、構成企業等の押印が必要な場合は、参加資格申請提出までに構成企業等が変更となる可能性もあることから、各社ごとに1枚ずつ取得する形でも問題ないか。	押印は不要です。
32	様式集1	2-9						委任状(代表企業用)備考	支店長等の「等」とは支店長以外の入札担当者でもよろしいでしょうか。	構いません。
33	様式集1	A-4						別表④	運営費用より利用料収入を差し引く混合型のため、ハ運営費に記載する金額は運営費用より利用料収入を差し引いた金額でしょうか。	お見込みのとおりです。

健康増進施設整備・運営事業

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	書類名	様式番号	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
34	様式集1	A-4						別表④	維持管理及び運営業務のサービス対価(その他の費用)が別表④になっておりますが、別表⑤の誤りではないでしょうか。	お見込みのとおりです。様式集を修正します。
35	様式集1	B以降						提案書 項目名	項目名には、落札者決定基準の別紙の評価項目のように、①や(1)の表記は入れるのでしょうか	項目名には、提出書類の作成要領P8～「提案書の構成」の「項目」を記載してください。
36	様式集1	様式H-3②						地域経済への貢献	市内企業からの関心表明書等は添付可能との理解でよろしいでしょうか。	添付可能です。
37	様式集1	J-1						資金調達計画書	株主劣後ローンについて、表①では「自己資金」、表②では「外部借入等」とされている。株主劣後ローンを調達する場合は、表①においては各社が拠出する株主劣後ローンを「自己資金」の欄に記載し、表②においてはSPCとして各社から「外部借入等」として、表①「自己資金」欄に記載した各社からの株主劣後ローン調達額等を記載するという理解で良いか。	お見込みのとおりです。
38	様式集2	J-2						資金収支計画表 備考※3 参考指標の表記	金融機関からの詳細な事業収支にかかる安定性の検証を受けるべく、DSCR等の参考指標については、金融機関より小数点以下第2位までの水準での設定を要望されることが一般的となります。そのため、小数点以下第3位を四捨五入の上、小数点以下第2位まで記載する方法に修正をお願いできますでしょうか。	修正いたします。
39	様式集2	J-2						資金収支計画表	「参考指標については、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記載して下さい。」とありますが、DSCRは金融機関より1.01以上を求められることが多いことから、各指標は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位まで記載してもよろしいでしょうか。	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.38をご参照ください。
40	様式集2	J-2						資金収支計画表	資金収支計画表は、実態に合わせて項目の追加・削除・変更を適宜行ってもいいとの理解でよろしいでしょうか。	構いません。
41	様式集2	J-2						資金収支計画表	※8に「損益計算書の売上の「維持管理費相当分」、「運営費相当分」、「その他の費用相当分」は、様式K-2と整合が取れていることを確認して下さい。」とありますが、運営費相当分については、様式K-2の④の運営費より①利用料金等収入・売上を控除した金額と一致との認識で直しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	様式集2	J-2						資金収支計画表	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんでしょうか。	実際の支払いベースで算定したDSCRに加え、各口座への振替ベースで算定したDSCRを追記していただければ結構です。その際、計算根拠が分かる形で提案してください。

健康増進施設整備・運営事業

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	書類名	様式 番号	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
43	様式集2	K-2						収入、開業準備費、維持管理費及び運営費見積書(年次計画表)	④の運営費は費用を記載する項目であるため、サービス対価として支払われる金額ではなく、運営に係る費用を記入する理解で宜しいでしょうか(運営に係るサービス対価と①利用料金等の合計になる)	お見込みのとおりです。
44	様式集2	K-3						収入、開業準備費、維持管理費及び運営費見積書(内訳表)	④の運営費は費用を記載する項目であるため、サービス対価として支払われる金額ではなく、運営に係る費用を記入する理解で宜しいでしょうか(運営に係るサービス対価と①利用料金等の合計になる)	お見込みのとおりです。

健康増進施設整備・運営事業

基本協定書(案)に関する質問への回答

No	本編	様式 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		5	12	2		談合等の不正行為による損害賠償の不係の賠償	施設費に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の10分の2とありますが、他案件と比較し高い設定となっておりますので、施設費に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の10分の1に変更いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。